

機械の取得 や 施設の整備 を支援します

大阪版認定農業者支援事業

都市農業・農空間条例の独自制度の一つである「大阪版認定農業者制度」を推進するため、安定的な農産物供給を行う農業者、直売所や学校給食に農産物を供給し大阪の地産地消に貢献する農業者、援農ボランティア組織などが行う機械・施設の整備を支援します。

Point



- 大阪版認定農業者の組織する団体・農業法人や大阪府認定地域営農組織を支援
- 農産物の生産等に必要な農業用機械の取得費用や、集出荷場等の共同利用施設・直売所関連施設(加工品類製造機器を含む)の整備費用を支援

例えば…

農業用機械の取得



共同利用施設・直売所関連施設の整備



- 補助額は2種類
 - ・ 国認定農業者および同程度の農業経営を目指す農業者が行う機械・施設の整備
1事業あたり概ね **100万円以上1000万円以下**
 - ・ 小規模でも直売所へ出荷するなど大阪の地産地消に貢献する農業者による直売関連施設等の整備
 - ・ 農作業の受委託や協業化を進めるために必要な機械・施設等の整備
1事業あたり概ね **60万円以上500万円以下** ※直売所を新規開設する場合は上限概ね1000万円以下

- 府の補助率は事業費の1/3以内

例えば…

パターン1: 事業費200万円のうち 府60万円 市町村60万円 自己負担80万円

パターン2: 事業費600万円のうち 府200万 自己負担400万円 など

- 特定の品目で革新的農業技術を導入する場合は優先的に採択

詳しくは裏面へ



■ 大阪版認定農業者支援事業の概要

| | 大阪府経営強化型農業者支援事業 | 大阪府地域貢献型農業者等支援事業 |
|------|--|---|
| 対象施設 | ① 農業用機械 ※レンタル用含む (例) トラクタ、コンバイン、田植機、草刈機、堆肥散布機、温湯処理機、野菜移植機 など ② 共同利用施設 (例) 野菜選果機、冷蔵庫(保冷库)、集出荷施設、花き選別機、開花調整施設、堆肥施設、加工施設 など ③ 直売所関連施設 (例) レジシステム(POSシステム)、米粉製粉機、野菜乾燥機、パンスライサー、みそ発酵機 など | |
| 事業主体 | ● 大阪府認定経営強化型農業者の組織する団体・農業法人 (受益農家のうち3件以上が経営強化型農業者) ● 農業協同組合(戦略品目等優先枠に限る) | ● 大阪府認定地域貢献型農業者の組織する団体・農業法人 (受益農家のうち3件以上かつ概ね3割以上が地域貢献型農業者) ● 大阪府認定地域営農組織(組織構成員が3件以上) ● 農業協同組合(戦略品目等優先枠に限る) |
| 採択基準 | ・ 今後相当長期にわたり営農を継続することが確実と見込まれる農地(宅地化農地は除く)が受益地であること ・ 事業主体やその構成員が作成する「農業経営計画」から見て妥当性のある農業用施設・機械であること ・ 受益農家数、生産・処理量等から見て適正な規模の機械、施設であること ・ 直売所を新規開設する場合には当該直売所に農業管理指導士等を置くこと | |
| 補助率 | 事業費の1/3以内 ※市町村による支援を受けることができます。 | |
| | 1事業あたり概ね 100万円以上1000万円以下 ※レンタル料は別途規定あり | 1事業あたり概ね 60万円以上500万円以下 ※直売所を新規開設する場合は概ね1000万円まで ※レンタル料は別途規定あり |

■ 戦略品目等優先枠

大阪産(もん)戦略品目など、特定の品目の安定生産に向けて革新的農業技術を導入する場合、優先的に採択される枠を設けています。

| 補助対象者 | 対象品目 | 対象技術 |
|--|--|--|
| ● 対象品目を生産出荷する大阪版認定農業者の組織する団体 (同一品目を栽培する受益農家3件以上) ※各個人の農業用ハウスに機械を導入する場合でも、団体による共同所有・共同管理とする ● 農業協同組合 | ● 野菜 水なす、若ごぼう、なす、しゅんぎく、トマト、いちご、えだまめ、キャベツ、たまねぎ、さといも、ブロッコリー、カリフラワー、なにわの伝統野菜 ● 果樹 ぶどう、いちじく ● 花き 切花・切り枝花木、花壇用苗物(鉢物) | ・ CO ₂ 施用装置導入による高品質化 ・ 自動環境制御機器導入による安定生産 ・ 収穫機導入による省力化 ・ 非破壊検査機器導入による品質向上 ・ ロボットスーツ等による作業労力軽減 ・ その他革新的農業技術 その他の要件は大阪版認定農業者支援事業(一般枠)に同じ。 |

■ 事業の流れ



| 前年度の8月頃まで | 事業実施年度 | | 次年度以降 |
|------------------|-------------------------------|-----------------------------|--|
| | 4月以降 | 3月末まで | |
| 希望する事業内容を市町村に相談。 | 市町村を通じて府に事業計画を申請。府の承認後に事業を実施。 | 事業完了後、実績報告等を提出。検査の後、補助金を交付。 | 事業計画に定めた成果目標の達成状況を、目標年度の翌年度(夏頃)に市町村を通じて府に報告。 |

※ 年度途中で追加要望の調査を行うことがあります。

まずはほ場のある市町村の農政担当部局や府の担当部署へご相談ください！

- 大阪府農と緑の総合事務所
 - ・北部農と緑の総合事務所 農の普及課 ☎ 072-622-3435
 - ・中部農と緑の総合事務所 農の普及課 ☎ 072-922-3070
 - ・南河内農と緑の総合事務所 農の普及課 ☎ 0721-25-1174
 - ・泉州農と緑の総合事務所 農の普及課 ☎ 072-439-0167
- 大阪府環境農林水産部農政室推進課 地産地消推進グループ ☎ 06-6210-9595

認定制度HP



支援事業HP

